

第40期定時株主総会招集ご通知 インターネット開示事項

- ・ 事業報告
業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要
- ・ 連結計算書類
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
- ・ 計算書類
株主資本等変動計算書
個別注記表

第40期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

株式会社バッファロー

上記の事項につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.buffalo.co.jp>）に掲載し、株主の皆様提供しております。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は内部統制システム整備のため、「内部統制システム構築の基本方針」に基づき体制を整備しております。

[内部統制システム構築の基本方針]

- ① 当社の取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）による職務執行の監督機能を維持・向上するため、執行役員制度の採用による執行機能と監督機能の分離および独立性を考慮した社外取締役の継続的な選任を行う。
 - (2) 役員および従業員は、「バッファローコンプライアンス基本方針」、「株式会社バッファローコンプライアンスコード」に基づき、社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努めるとともに、担当執行役員を統括責任者として置き、その所轄下でコンプライアンスに係る全社的な管理を行う。
 - (3) 当社の事業に適用される法令等を識別し、法的要求事項を順守する基盤を整備するとともに、随時、教育や啓発を行う。
 - (4) 「内部通告制度」に基づき、法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見と是正を図る。
 - (5) 監査等委員会は、独立した立場から、内部統制システムの構築・運用状況を含め、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行を監査する。
 - (6) 内部監査部門は、内部統制の評価ならびに業務の適正性および有効性について監査する。
 - (7) 反社会的勢力対策に係る規程等を定め、反社会的勢力との一切の関係遮断、不当要求の拒絶のための体制を整備する。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会その他の重要な会議における意思決定に係る情報、代表取締役社長その他の重要な決裁に係る情報ならびに財務、その他の管理業務、リスクおよびコンプライアンスに関する情報について、法令・定款および社内規程等に基づき、その保存媒体に応じた適切かつ確実な検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

- ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (1) リスクの的確な把握・評価と適切なコントロールを行うリスクマネジメント体制に加え、重大事案が発生した場合における被害拡大防止や損害・損失の極小化を可能とする危機管理体制を統合した、統合リスクマネジメント体制を確立する。
 - (2) 重大な危機が発生した場合には、危機管理に係る規程等に基づき、取締役管理本部長の進言により、原則として代表取締役社長が「経営危機対策本部」を設置し、自ら指揮を執り、迅速かつ適切な対応と早期復旧に努める。
 - (3) 監査等委員会および内部監査部門は、統合リスクマネジメント体制の実効性について監査する。
- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 取締役会における議論の質の向上および迅速な意思決定を行うため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）を適正な員数に保つ。
 - (2) 取締役会は、経営の基本方針を策定し、方針に沿った事業戦略および諸施策の進捗状況等を定期的に検証する。
 - (3) 取締役会は、取締役会が定める経営機構および業務分掌に基づき、代表取締役、業務執行取締役および執行役員に業務の執行を委任する。
 - (4) 代表取締役は、執行責任者として目標達成に向けた業務執行取締役および執行役員の職務の執行を統括する。また、業務執行取締役および執行役員は、担当領域の具体的な目標を決定するとともに効率的な業務執行体制を構築する。
- ⑤ 当社および子会社から成る企業集団（以下、当社グループという。）における業務の適正を確保するための体制
- (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ・ 当社は子会社の経営内容を的確に把握するため、必要に応じて関係資料等の提出を求める。
 - ・ 当社は子会社に、子会社の営業成績、財政状態その他の重要な情報について報告を求める。また、必要に応じて、当社の取締役会に子会社の取締役または従業員が出席することを求める。

- (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・当社は、当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
- (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・当社は、子会社の経営の自主性および独立性を尊重しつつ、当社グループ経営の適正かつ効率的な運営を期する。
 - ・当社は、子会社の事業内容や規模等に応じて、取締役会非設置会社の選択や執行役員制度の導入を認めるなど、子会社の指揮命令系統、権限および意思決定その他の組織に関する体制を構築させる。
- (4) 子会社の取締役等および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ・当社は子会社に、その役員および従業員が「コンプライアンス基本方針」、「株式会社バッファローコンプライアンスコード」に基づき、社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努める体制を構築させる。
 - ・当社は子会社に、その事業内容や規模等に応じて、適正数の監査役やコンプライアンス推進担当者を配置する体制を構築させる。
 - ・当社は子会社に、内部統制システムの構築・運用状況を含め、子会社の取締役の職務執行を監査する体制を構築させる。
 - ・当社は子会社に、法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るために設置した「内部通告制度」を利用する体制を構築させる。
- (5) その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ・当社は、当社と子会社間の情報の伝達や業務の有効な範囲において、ITを適切かつ有効に利用する。
 - ・当社の監査等委員会および内部監査部門は、子会社の業務の適正性について調査する。

⑥ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助するため、専任の従業員を置くことができる。従業員の数、人選等については、監査等委員会と取締役（監査等委員である取締役を除く。）が協議して決定する。

- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき従業員の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項ならびに当該従業員に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
- (1) 監査等委員会の職務を補助すべき従業員は、監査等委員会の指揮・命令に服する。人事考課は監査等委員会が行い、人事異動、処遇については、監査等委員会と取締役（監査等委員である取締役を除く。）が協議する。
 - (2) 当社は、監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関し、監査等委員会の指揮命令に従う旨を当社の役員および従業員に周知徹底する。
- ⑧ 当社の監査等委員会への報告に関する体制
- (1) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および従業員が監査等委員会に報告するための体制
 - ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）および執行役員は、その職務の執行状況について、取締役会等の重要会議を通じて監査等委員会に定期的に報告を行うほか、必要の都度、遅滞なく報告する。
 - ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員および従業員は、監査等委員会が事業の報告を求めた場合、または監査等委員会が当社グループの業務および財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。
 - ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、会社に著しい損害を及ぼした事実または及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査等委員会に報告する。
 - (2) 子会社の取締役、監査役等および従業員またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制
 - ・子会社の役員および従業員は、当社監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
 - ・子会社の役員および従業員は、法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の子会社を管理する部門へ報告を行うか、または「内部通告制度」に基づく通報を行う。
 - ・当社内部監査部門、総務部等は、定期的に当社監査等委員会に対する報告会を実施し、子会社における内部監査、コンプライアンス、

リスク管理等の現状を報告する。

- ・「内部通告制度」における企業倫理責任者は、当社グループの役員および従業員からの内部通報の状況について、通報者の匿名性に必要な処置をしたうえで、定期的に当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員会および取締役会に対して報告する。

⑨ 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会への報告を行った当社グループの役員および従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員および従業員に周知徹底する。

⑩ 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監査等委員がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (2) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

⑪ その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員会の監査機能の向上のため、監査等委員である取締役の選任にあたっては、専門性のみならず独立性を考慮する。
- (2) 監査等委員会は、会計監査人、内部監査部門および当社グループの監査役等と、情報・意見交換等を行うための会合を定期的に開催し、緊密な連携を図る。
- (3) 監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行の監査および監査体制の整備のため、代表取締役と定期的に会合を開催する。
- (4) 監査等委員会は、職務の遂行にあたり必要な場合には、弁護士または公認会計士等の外部専門家との連携を図る。

[業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要]

当社の取締役会が定めた「内部統制システム構築の基本方針」に基づく運用状況の概要は以下のとおりであります。

取締役会は、代表取締役1名、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名及び監査等委員である取締役3名（内、社外取締役2名）の計7名で構成され、当事業年度は17回開催（毎月1回以上）いたしました。経営上の重要な意思決定を行うとともに、経営上のリスクの識別及び分析等を実施し、その対応策について重点的に協議を行っております。

また、執行役員制度を導入しており、各執行役員は、代表取締役の指揮・監督のもとで各自の担当職務を執行しております。

子会社については、「子会社管理規程」に基づき、重要な事項を当社取締役会において審議し、子会社の適正な業務運営及び当社による実効性のある管理の実現に努めました。

内部監査室は、内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況について、各部店を対象とする内部監査を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役及び監査等委員会に報告しております。

監査等委員会は、当事業年度において16回開催（毎月1回以上）され、監査等委員全員が全てに出席しております。監査等委員会が定めた監査方針及び監査計画に基づき、各監査等委員は重要な会議に出席して助言・提言を行うとともに、重要な決裁書類等の閲覧・ヒアリング等を行い業務執行取締役の意思決定の過程・業務執行状況について監査・監視を行っております。

監査等委員会と会計監査人は、監査報告会等により定期的に意見交換を行い、情報の共有と問題点に関する認識の一致を図り、監査の実効性を高めております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					その他の包括 利益累計額		純 資 産 合 計
	資 本 金	資 余 本 金	利 益 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評価差額金	その他の包括 利益累計額 計	
期 首 残 高	614,661	589,245	4,257,952	△117	5,461,743	△24	△24	5,461,718
会計方針の変更による 累積的影響額			△37,089		△37,089			△37,089
会計方針の変更を反映 した当期首残高	614,661	589,245	4,220,863	△117	5,424,653	△24	△24	5,424,629
当 期 変 動 額								
剰余金の配当			△90,928		△90,928			△90,928
親会社株主に帰属 する当期純利益			351,617		351,617			351,617
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						△161	△161	△161
当期変動額合計	—	—	260,689	—	260,689	△161	△161	260,527
当 期 末 残 高	614,661	589,245	4,481,552	△117	5,685,342	△185	△185	5,685,156

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1社
- ・連結子会社の名称 株式会社バッファローフードサービス

② 非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の名称 株式会社ファイバーワーク
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当会社はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結計算書類の作成に当たり、連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
- ・市場価格のない株式等
主として移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

② 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、事業用定期借地契約による借地上の建物については、耐用年数を定期借地期間とし、残存価額を零とした定額法によっております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	2～34年
機械装置及び運搬具	2～15年
その他	2～14年

- ロ. 無形固定資産
(リース資産を除く) 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。また、事業用定期借地権については、契約年数を基準とした定額法によっております。
- ハ. リース資産 リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ③ 引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金 売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
- ④ 退職給付に係る
会計処理の方法 従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- ⑤ 収益及び費用の計上基準
- オートボックス事業における商品又はサービスの販売に係る収益は、主に店舗小売等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又はサービスを引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品又はサービスを引き渡す一時点において、顧客が当該商品又はサービスに対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。商品の保証・預りサービスに係る収益は、主に商品の延長保証・保管預りサービスであり、顧客との契約に基づいて保証・預りサービスを提供する履行義務を負っております。当該契約は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。当社が代理人として商品又はサービスの販売に関与している場合には、純額で収益を認識しております。
- 飲食事業における飲食サービスの提供に係る収益は、主に店舗における飲食料品の提供による販売であり、顧客の注文に基づいた飲食料品を提供する履行義務を負っております。当該履行義務は、飲食料品を提供する一時点において、顧客が当該飲食料品に対する支配を獲得して充足されると判断し、提供時点で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額

で収益を認識することといたしました。これにより、履行義務の識別及び充足時点を検討した結果、オートボックス事業における保証サービスの一部について、従来は一時点の収益として認識していたものを、一定期間にわたり収益を認識する方法に変更いたしました。また、同サービスのうち、代理人として行われる取引については、純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当連結会計年度の連結貸借対照表は、流動資産の「その他」に含まれる前払費用が52,239千円増加し、流動負債の「その他」に含まれる前受収益が105,694千円増加しております。当連結会計年度の連結損益計算書は、売上高は6,894千円減少、売上原価は611千円減少、販売費及び一般管理費は8,799千円減少、営業利益は2,516千円増加、営業外収益は2,636千円減少、営業外費用は30千円減少、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ89千円減少しております。

当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は37,089千円減少しております。

1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる連結計算書類への影響はありません。

3. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント		
	オートバックス事業	飲食事業	計
一時点で移転される財	9,354,373	426,469	9,780,842
一定の期間にわたり移転される財	220,023	—	220,023
顧客との契約から生じる収益	9,574,396	426,469	10,000,866
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	9,574,396	426,469	10,000,866

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「会計方針に関する事項」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

当連結会計年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は、172,222千円であり、当社グループは、当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて1年から2年の間で収益を認識することを見込んでいます。

4. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
有形固定資産	
オートバックス事業	1,786,766
飲食事業	156,398

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、有形固定資産等について、資産又は資産グループの減損の兆候の有無を判定しています。資産又は資産グループが減損している可能性を示す兆候が存在し認識の必要が生じた場合には、当該資産又は資産グループの回収可能価額の見積りを行っています。資産又は資産グループの回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額としており、資産又は資産グループの回収可能価額が帳簿価額を下回るものについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該損失を減損損失として計上しています。使用価値の算定にあたって

は、資産又は資産グループの経済的残存使用年数や将来キャッシュ・フロー、割引率等について、一定の仮定に基づいています。

減損の兆候、認識、測定において使用した営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローの見込みや将来キャッシュ・フローは、翌期以降の損益計画に基づいて見積りを行っており、当該損益計画には来店者数や客単価等の一定の仮定が含まれます。

なお、将来キャッシュ・フローの見積りにおいて、新型コロナウイルス感染症の影響は、著しい影響はないものの、翌連結会計年度中には一定の影響が継続するものと仮定しております。

これらの見積り及び仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しており適切であると考えていますが、市場環境の変化等によりその見積りの前提とした仮定に変更が生じた場合は、翌連結会計年度において減損損失が発生する可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 契約負債の残高 (注) 172,222千円

(注) 契約負債は、連結貸借対照表のうち流動負債の「その他」に含まれております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,704,907千円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	2,275,374株	一株	一株	2,275,374株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	2,156株	一株	一株	2,156株

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 2021年6月18日開催の第39期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 45,464千円
- ・ 1株当たり配当金額 20円
- ・ 基準日 2021年3月31日
- ・ 効力発生日 2021年6月21日

ロ. 2021年10月29日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 45,464千円
- ・ 1株当たり配当金額 20円
- ・ 基準日 2021年9月30日
- ・ 効力発生日 2021年12月1日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの
2022年6月17日開催の第40期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・ 配当金の総額 45,464千円
- ・ 1株当たり配当金額 20円
- ・ 配当金の原資 利益剰余金
- ・ 基準日 2022年3月31日
- ・ 効力発生日 2022年6月20日

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。なお、デリバティブ取引及び投機的な取引は基本的に行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、主に相手先がローン及びクレジット会社であります。

差入保証金は、主に当社グループの事業所の賃借に係るものであります。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後1年2ヶ月であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

ア. 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

営業債権については、経理部において取引先毎に期日及び残高を管理しております。

イ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

該当事項はありません。

ウ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額 15,000千円）は、「関係会社株式」には含めておりません。また、現金及び預金、売掛金、買掛金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 短期貸付金	2,400	2,437	37
(2) 関係会社株式	2,017	2,017	—
(3) 長期貸付金	1,400	1,403	3
(4) 差入保証金	709,708	747,192	37,484
(5) 1年内返済予定の長期借入金	29,520	29,538	18
(6) リース債務（流動負債）	15,221	15,217	△3
(7) 長期借入金	8,120	8,102	△17
(8) 長期未払金	32,357	33,224	866
(9) リース債務（固定負債）	58,226	57,972	△254

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
関係会社株式	2,017	—	—	2,017

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
短期貸付金	—	2,437	—	2,437
長期貸付金	—	1,403	—	1,403
差入保証金	—	747,192	—	747,192
1年内返済予定の長期借入金	—	29,538	—	29,538
リース債務（流動負債）	—	15,217	—	15,217
長期借入金	—	8,102	—	8,102
長期未払金	—	33,224	—	33,224
リース債務（固定負債）	—	57,972	—	57,972

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

関係会社株式

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

短期貸付金及び長期貸付金

これらの時価は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金、長期未払金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	2,500円93銭
(2) 1株当たり当期純利益	154円68銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. 減損損失に関する注記

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(1) オートボックス事業

場所	用途	種類	減損損失
東京都	店舗	機械装置及び運搬具等	20,817千円

(2) 飲食事業

場所	用途	種類	減損損失
東京都	店舗	建物、その他等	25,810千円

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基本単位としてグルーピングを行っております。その結果、営業活動から生じる損益が継続してマイナスである資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（46,627千円）として特別損失に計上しました。

なお、当該資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しております。使用価値については、将来キャッシュ・フローがマイナスと見込まれるため、零としております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
				別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	614,661	589,245	589,245	35,575	3,500,000	771,289	4,306,864
会計方針の変更による累積的影響額						△37,089	△37,089
会計方針の変更を反映した当期首残高	614,661	589,245	589,245	35,575	3,500,000	734,200	4,269,775
当期変動額							
別途積立金の積立					100,000	△100,000	—
剰余金の配当						△90,928	△90,928
当期純利益						357,368	357,368
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	—	—	—	—	100,000	166,439	266,439
当期末残高	614,661	589,245	589,245	35,575	3,600,000	900,639	4,536,214

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△117	5,510,655	△24	△24	5,510,630
会計方針の変更による累積的影響額		△37,089			△37,089
会計方針の変更を反映した当期首残高	△117	5,473,565	△24	△24	5,473,541
当期変動額					
別途積立金の積立		—			—
剰余金の配当		△90,928			△90,928
当期純利益		357,368			357,368
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△161	△161	△161
当期変動額合計	—	266,439	△161	△161	266,277
当期末残高	△117	5,740,004	△185	△185	5,739,819

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

- ・市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、事業用定期借地契約による借地上の建物については、耐用年数を定期借地期間とし、残存価額を零とした定額法によっております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～34年
構築物	2～20年
機械及び装置	2～15年
車両運搬具	2～6年
工具、器具及び備品	2～14年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。また、事業用定期借地権については、契約年数を基準とした定額法によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

- ③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

商品又はサービスの販売に係る収益は、主に店舗小売等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又はサービスを引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品又はサービスを引き渡す一時点において、顧客が当該商品又はサービスに対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。商品の保証・預りサービスに係る収益は、主に商品の延長保証・保管預りサービスであり、顧客との契約に基づいて保証・預りサービスを提供する履行義務を負っております。当該契約は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。当社が代理人として商品又はサービスの販売に関与している場合には、純額で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、履行義務の識別及び充足時点を検討した結果、商品の保証サービスの一部について、従来は一時点の収益として認識していたものを、一定期間にわたり収益を認識する方法に変更いたしました。また、同サービスのうち、代理人として行われる取引については、純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の貸借対照表は、前払費用が52,239千円増加し、前受収益が105,694千円増加しております。当事業年度の損益計算書は、売上高は6,894千円減少、売上原価は611千円減少、販売費及び一般管理費は8,799千円減少、営業利益は2,516千円増加、営業外収益は2,636千円減少、営業外費用は30千円減少、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ89千円減少しております。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は37,089千円減少しております。

1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価

算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類への影響はありません。

3. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
有形固定資産	1,786,766

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報については、連結計算書類の連結注記表「4. 会計上の見積りに関する注記 固定資産の減損 (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(2) 飲食事業子会社への投融資の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
関係会社株式	170,000
関係会社短期貸付金	200,000

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、市場価格のない子会社株式について発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく下落した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて減額処理を行っております。また、子会社への貸付金について、融資先の支払能力を総合的に勘案し、回収不能と見込まれる金額について貸倒引当金を計上しております。当社は、市場価格のない子会社株式の実質価額の回復可能性の判定及び子会社への貸付金の回収可能性の判定にあたり、将来キャッシュ・フローは翌期以降の損益計画に基づいて見積りを行っており、当該損益計画には、来店者数や客単価等の一定の仮定が含まれます。

なお、将来キャッシュ・フローの見積りにおいて、新型コロナウイルス感染症の影響は、著しい影響はないものの、翌事業年度中には一定の影響が継続するものと仮定しています。

これらの見積り及び仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しており適切であると考えていますが、市場環境の変化等によりその見積りの前提とした仮定に変更が生じた場

合は、翌事業年度において関係会社株式の減損処理および関係会社短期貸付金に対する貸倒引当金の計上による損失が発生する可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 契約負債の残高 (注)	172,222千円
(注) 契約負債は、貸借対照表の「前受収益」に含まれております。	
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	1,673,557千円
(3) 関係会社に対する金銭債権、債務	
① 短期金銭債権	207,626千円
② 短期金銭債務	458,142千円
③ 長期金銭債権	244,110千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 仕入高	4,099,223千円
② その他の営業取引高	411,583千円
③ 営業取引以外の取引高	8,110千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	2,275,374株	一株	一株	2,275,374株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	2,156株	一株	一株	2,156株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳 (単位：千円)

繰延税金資産		
賞与引当金		40,673
棚卸資産仕入割戻配賦額		40,755
棚卸資産評価損		17,949
未払事業税		8,143
未払費用		6,080
退職給付引当金		164,042
減損損失		55,791
資産除去債務		23,472
減価償却費		23,284
前受収益		32,236
その他		30,718
繰延税金資産合計		443,148
繰延税金負債		
前払費用		△15,933
資産除去債務に対する資産		△3,345
繰延税金負債合計		△19,278
差引：繰延税金資産の純額		423,869

9. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

10. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社	(株)オートバックスセブン	(被所有)直接 21.9%	商品の仕入先	商品の仕入(注1)	3,914,788	買掛金 未収入金	426,507 166
			販売協賛金の受取り	受取協賛金等(注2)	510	未収入金	4,412
			土地建物の賃借	賃借料の支払(注3)	161,580	前払費用 長期前払費用 差入保証金	14,811 28,711 242,710

(注) 上記金額のうち取引金額には消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 商品の仕入については、他のフランチャイジーと同様の条件であります。

2. 販促企画等に基づき、期首において取引条件を決定、又は、期中における条件交渉により決定しております。

3. 賃借料の支払は、近隣の取引実勢等に基づいて賃借料金額を決定しております。

(2) 子会社等

種 類	会 社 等 の 名 称	議決権等の所 有(被所有)割 合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取引の内容	取 引 金 額 (千円)	科 目	期 末 残 高 (千円)
子会社	㈱バッファロー フードサービス (注1)	(所有) 直接 100%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 (注2)	20,000	短期貸付金	200,000
				利息の受取 (注2)	1,259	その他 流動負債	641

(注) 上記金額のうち取引金額には消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 当社取締役町田明氏が代表取締役社長を務めております。

2. 取引金額20,000千円は当期中に貸付けた金額であります。また、資金の貸付利率は、市場金利を勘案して決定しております。

(3) 兄弟会社等

種 類	会 社 等 の 名 称	議決権等の所 有(被所有)割 合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取引の内容	取 引 金 額 (千円)	科 目	期 末 残 高 (千円)
その他の 関係会社 の子会社	㈱オートバック スフィナンシャ ルサービス	-	設備のリース	支払リース料 (注)	926	リース債務 (流動)	684
				支 払 利 息 (注)	33	リース債務 (固定)	-
			ローン・クレジット 債権の回収	債権回収高 支払手数料	6,049,966 138,944	売 掛 金	497,256

(注) 上記金額のうち取引金額には消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) リース料については、提示された見積りを他社より入手した見積りと比較のうえ、交渉により決定しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 2,524円98銭
- (2) 1株当たり当期純利益 157円21銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

14. 減損損失に関する注記

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失
東京都	店舗	機械及び装置等	20,817千円

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基本単位としてグルーピングを行っております。その結果、営業活動から生じる損益が継続してマイナスである資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（20,817千円）として特別損失に計上しました。

なお、当該資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しております。使用価値については、将来キャッシュ・フローがマイナスと見込まれるため、零としております。